

輸入食品に対する検査命令の実施について  
(トルコ産ヘーゼルナッツ)

以下の輸入食品については、本日から食品衛生法第26条第3項の検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
トルコ産ヘーゼルナッツ	アフラトキシン*	検疫所におけるモニタリング検査の結果、トルコ産ヘーゼルナッツからアフラトキシンを検出したことから、検査命令を実施するものである。

\*発がん性を有するカビ毒（アスペルギルス属等の真菌により産生される）の一種

<参考1>

トルコ産ヘーゼルナッツの違反事例

品名：生鮮ヘーゼルナッツ

輸入者：株式会社 東食

届出数量及び重量：480箱、6,000kg

検査結果：アフラトキシンB1陽性（基準：付着してはならない）

届出先：名古屋検疫所

違反確定日：11月1日

措置状況：全量保管中

<参考2>

トルコ産ヘーゼルナッツの輸入実績

(平成18年1月1日～11月6日：速報値)

届出件数（件）	届出重量（kg）	検査件数	違反件数*
42	418,920	3	1

\*アフラトキシンに係る違反